

韓国在留の外国人[満5~11歳]への新型コロナの小児用ワクチン接種のご案内

オミクロン株が優勢株となり感染者が急増するなか、今まで接種対象に含まれていなかった小児(満5~11歳)の感染者も急増しており、重症および死亡者も発生しています。

従って、小児(満5~11歳)の新型コロナのワクチン接種について以下のようにご案内申し上げます。

■ 接種対象

- 満5~11歳の小児を対象に、基礎疾患を持つ高リスク群の小児の場合、新型コロナの感染による重症化を予防することができますので、**予防接種を受けることを積極的に勧告**いたします。
 - **健康な小児の場合、予防接種の効果性と新型コロナの感染、接種後の副反応に関連した危険性について十分に検討された後、予防接種の有無を決定する任意性による接種を勧告**いたします。
- ※ 感染歴がある場合には接種は未勧告、1回目の接種後に感染した場合も接種は未勧告

■ ワクチンの種類および接種間隔

- ファイザーの小児用ワクチン(成人用ワクチンの1/3水準の有効成分を含む)
- 小児の場合、1回目接種をしてから2回目接種は、**8週(56日)の間隔で接種**することができます。
* 医学的な事由または個人の事情により、早期に2回目接種が必要な場合、食薬処が許可する間隔である3週(21日)の範囲内で接種できる。

■ 予約方法および日程

- ▷ 事前予約は2022年3月24日(木)から可能です。

1. 登録外国人

- ① オンライン予約：新型コロナ予防接種事前予約システム(<https://ncvr.kdca.go.kr>)にアクセスし、保護者が代理予約
- ② 電話予約：疾病管理庁コールセンター(☎1339)および地方自治体で保護者が代理予約
- ③ 当日接種：医療機関の予備名簿(電話確認)に登録した後、当日接種

2. 未登録外国人(不法滞在の外国人を含む)：保健所で臨時管理番号の発行を受け、電話予約または接種機関(医療機関または保健所)に訪問して予約することができます。

* 臨時管理番号の発行を受ける際には、パスポートや外国人登録証などの身分証の提示を求めません。

■ 接種の日程および場所

- ▷ 接種は、2022年3月31日(木)から実施されます。
 - 小児接種に指定された委託医療機関は約1,200ヶ所の医療機関があり、3月14日(月)から新型コロナ予防接種ホームページ(ncv.kdca.go.kr)で確認することができます。
- ※ <お知らせ、書式> → <指針> メニューから実施基準、案内文、教育資料、委託医療機関の確認が可能

小児の場合、接種の安全性および副反応のモニタリングのために保護者または法廷代理人の同伴が必ず必要です。(保護者が小児と共に訪問し、本人確認した後に接種機関で予診票を作成)

※ 参考

- 個人情報 は 予防接種の目的のみに使用され、**通報義務の免除制度に基づき 出入国・外国人官署に不法滞在の事実などが通報されません。**
- その他の詳細は疾病管理庁の新型コロナ予防接種ホームページ(<https://ncv.kdca.go.kr>)を参考にしてください。